

(資料3)

## 新しい時代の特別支援学校の在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 徳島県における特別支援教育の現状と課題を整理し、一人ひとりのニーズに対応した新しい時代の特別支援学校の在り方や、その充実のための方策等を策定するため、新しい時代の特別支援学校の在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討を行う。

- (1) 児童生徒の様々な能力を引き出す「教育内容」の在り方
- (2) 地域貢献活動や職業スキルの向上を支える「教育環境」の整備
- (3) 各校の専門性を学校間で相互に提供しあう方策

(委員)

第3条 検討委員会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 委員は、徳島県教育委員会教育長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱した日から令和3年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 副委員長は委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、検討委員会の会議の議長となる。
- 3 検討委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 4 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見等を聴取することができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、徳島県教育委員会特別支援教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月14日から施行する。